

第5回 債務調整等に関する調査研究会

【開催日時等】

開催日時：平成20年9月24日（水）10：30～12：00

場所：総務省10階 1001会議室

出席者：宮脇座長、赤井構成員、泉澤構成員、井手構成員、大西構成員、木村構成員、佐々木構成員、辻構成員、中島構成員、沼尾構成員、橋本構成員、菱田構成員
細田審議官、佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、末宗調整室長、高田財務調査課長、瀨田地域企業経営企画室長他

【議題】

- (1) 地方住宅供給公社に関し、国土交通省からのヒアリング
(本東 信 国土交通省住宅局住宅総合整備課長)
- (2) 地方道路公社に関し、国土交通省からのヒアリング
(内海 英一 国土交通省道路局路政課長)
(上野 進一郎 国土交通省道路局有料道路課長)
- (3) 林業公社に関し、林野庁からのヒアリング
(黒川 正美 林野庁森林整備部整備課長)
- (4) 意見交換

【配付資料】

資料1、2及び3

【概要】

< 議題(1) 関連 >

- ・ 経営改善のための国の支援措置はない。
- ・ 基本的には地方公共団体が行う住宅整備事業について国が補助をする場合に準じて公社を位置づけている。民間の場合には、民間の財産になるということで、公的なものにならないものには補助は入らないという整理になっていることから、公社については民間と比較すれば補助が手厚いという制度になっている。
- ・ 特定調停になる前に財務内容をチェックして、早期是正策をとるといったような所管省庁としての監督責任というものについてどのように考えているか。
- ・ 全国の地方供給公社毎の経営に関するデータがあれば比較が可能になり、望ましい政策を行うためのアドバイスなども可能となると考えるが、データは整備されているか、そうでなければ、今後どのようにデータ整備をされていくのか。
- ・ 財務内容のチェックは、基本的には設立団体で行うこととされている。これについては地方分権的な考え方に立っているところであり、中央で全部をコントロールするといったような取組は従前より行っていない。ただし、破綻に至った公社が発生したことも踏まえ、早目に設立団体のほうから情報提供いただいて、事情をお伺いして必要な対策を考えるよう努めてまいりたい。
- ・ ご指摘のような詳細なデータは整えていない。ただし、各公社の財務状況等については、公社全体で設立している団体で集計されたものが存する。そのデータについては、一覧性のあるような形で開示できないか検討する。
- ・ 地方住宅供給公社は、役割を変えつつあると考える。そこで、最近、特定調停の申

し立てをした公社というのは、結局、支払いをし続けるために存続しているものもあるように見受けられるが、解散という手段を選ばなかったのはどうしてか。

- ・特定調停に入った公社がその後、また借金を増やし、2次破綻の可能性はないのか。
- ・解散手続を現在進めているところは、賃貸住宅等をあまり持っていないで、わりと身軽な公社である。一方で、破綻に至ったところは、それなりに賃貸住宅を持っているとか、いきなり公社がなくなってしまうと現に住んでいる方は家主が変わることによってかなり影響を受けるということもあるので、そういう点についての配慮等が地方公共団体の方ではあったのではないか。
- ・2次破綻については、特定調停成立に至ったところは、業務もスリム化しながら経営に取り組んでいると聞いており、破綻のおそれがある状況ではないと認識している。
- ・役割を終えたので解散する公社が出てきている中で、地方住宅供給公社法の中での住宅供給公社の役割というのは果たして何なのか。地方住宅供給公社の役割というのは現時点においてどのように考えているのか。
- ・国の住宅政策における位置づけなり、公社法のあり方といった点については、公的賃貸住宅の役割に関わってくる。高齢者の方々とか、子育て世帯等の方、障害者の方々、そういう方々の一種のセーフティーネット機能が要るのではないかという整理をしており、そのための公的賃貸住宅の中で公社がどういう役割を担うのかはさらに詰めていく必要がある。

< 議題（2）関連 >

- ・収支が悪い路線があるが、国交省としての責任についてどう考えるか。初めの段階で、何らかの対応策をとるべきではなかったのか。
- ・売却等、民間活力を導入するにも制約があると思うが、行政側にすべて帰着した上で長期的な契約で収入のリスクを緩和するとか、収入が増加した場合、減らした場合などのリスクを民間に任せて長期的な契約を行うというような形での民間活力の導入というのは可能ではないか。
- ・いろいろなものを想定して長期間の予測を行っているが、結果的に収支が悪くなる路線が発生している。許可を行っている国としても、地方公共団体と相談しながら対応を考えている。
- ・民間活力については、収入の帰属の話と行政権限は任せられないという制約の中で考えたら、前向きに考えたいが、相当限界がある。
- ・収支の当初の事業計画とのずれといった点については分析をやられているのか。
- ・毎年度、報告を求め、事業許可と比較して分析し、問題があるかないか分析している。
- ・赤字の場合に、例えば償還の期限のリスケジュールとか、もしくは金利の軽減とか、そういうような措置を講じることは可能か。
- ・非常に採算の悪いという路線が仮に残れば、おそらく処置としては、例えば損失補填引当金を活用する、あるいは設立団体の出資金の支払いを免除する、さらにどうしても悪くなれば自治体からの財政的支援というのが通常のケースなのだろうと考える。

< 議題（3）関連 >

- ・農林漁業金融公庫の回収の仕方が強烈に厳しいというふうに感じている。
- ・他の損失補償契約の付いていない債権とは異なり、林業公社に対する農林漁業金融公庫の債権は損失補償契約付きであるため、その契約の範囲内でできる限りのことをさせていただいたと聞いている。